

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう携帯電話等により連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄（地域防災計画による備蓄）、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により指定する順位の変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

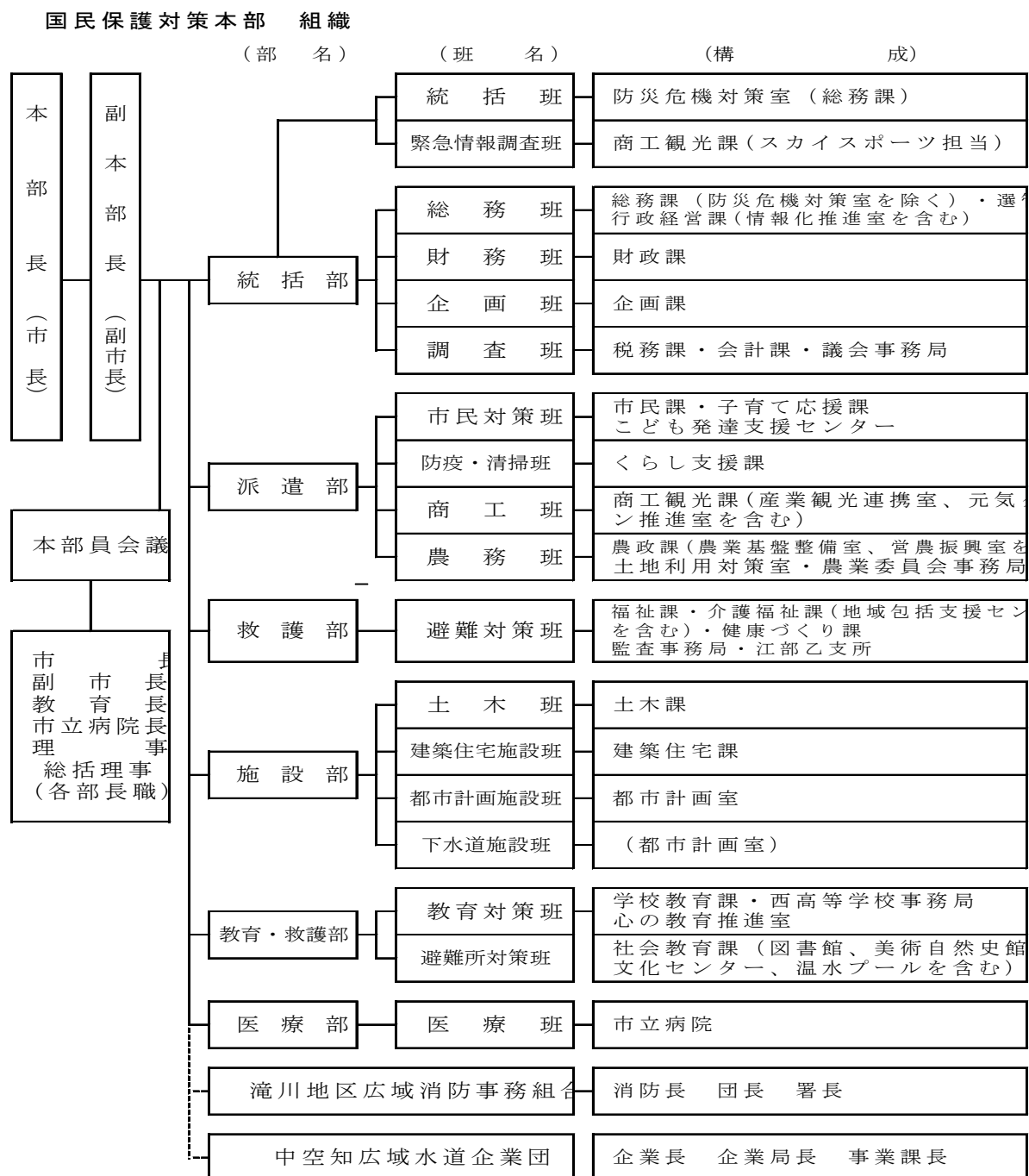
(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると

認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする(市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

武力攻撃事態等における各班の所掌事務

部	班	所 掌 事 務
統 括 部	統 括 班 ・ 総 務 班	1 本部の設置、配備体制及び廃止並びに周知に関する事。
		2 本部員会議に関する事。
		3 特殊標章等の交付に関する事。
		4 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。
		5 被害調査及び武力攻撃災害（以下「災害」という。）状況の総合的な取りまとめに関する事。
		6 避難実施要領の策定に関する事。
		7 警報の内容及び避難の指示の通知・伝達に関する事（市の他の執行機関等への通知及び関係のある公私の団体を対象）。
		8 知事への災害報告に関する事。
		9 国民保護関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関する事。
		10 自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事。
		11 出動職員の把握及び各班の応援配置に関する事。
		12 国民保護法に係る申請に関する事。
		13 国民保護法に係る補償に関する事。
		14 非常時の配車計画の作成及び車両の確保に関する事（一般車両含む。）。
		15 避難住民等及び緊急物資の運送の求めに関する事。
		16 他部及び部内各班との連絡調整に関する事。
統 括 部	財 務 班	1 総務班への支援に関する事。
		2 災害に係る復旧の予算措置に関する事。
		3 市有財産の被害状況の把握及び応急措置に関する事。
	企 画 班	1 総務班への支援に関する事。
		2 災害状況の公表に関する事。
		3 住民に対する災害の広報に関する事。
		4 報道機関との連絡に関する事。
		5 総合的な災害記録の作成に関する事。
		6 災害報道記事及び記録写真の収集保存に関する事。
		7 災害見舞者及び視察者等に対する応対に関する事。
		8 国、道及び関係機関への陳情、要望及び資料調整に関する事。
	調 査 班	1 被災地の状況把握に関する事。
		2 一般世帯の被害調査（住家及び非住家）及び被災世帯調査表の作成に関する事。この場合において、調査区域については、災害の規模等に応じ分担を決めること。農業地区については派遣部農務班と、市街地区については同部商工班と協議・協力の上行うこと。
		3 被災台帳作成に関する事。
		4 被災証明書の発行に関する事。

第3編 武力攻撃事態等への対処

部	班	所 掌 事 務
	調査班 緊急情報	1 航空機を用いて災害に関する情報の収集と、本部への報告に関すること。
派遣部	市民対策班	1 住民に対する避難の指示等の伝達に関すること（部内各班が支援）。 2 住民組織との連絡及び協力要請等に関すること。 3 交通安全対策及び公害対策に関すること。 4 避難対策班の行う避難誘導の支援に関すること。 5 安否情報の収集に関すること。 6 被災地の高齢者、障がい者等の保護に関すること。 7 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
	防疫・清掃班	1 災害時の廃棄物処理等計画の作成及び実施に関すること。 2 被災地の環境衛生保持に関すること。 3 防疫作業班の編成及び防疫の実施に関すること。 4 衛生関係施設の被害調査に関すること。 5 市民対策班及び避難対策班への支援に関すること。
	商工班	1 商工業関係の被害調査に関すること。 2 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること。 3 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関すること。 4 全市的に食糧が不足した場合の食糧の応急調達に関すること。 5 市民対策班の行う避難の指示等伝達関係及び統括部調査班の行う被災世帯調査への支援及び協力に関すること。 6 労務の供給に関すること。
	農務班	1 農業関係の被害調査に関すること。この場合において、農業地区の被災状況把握及び被災世帯調査については、統括部調査班と協議・協力の上行うこと。 2 農業被害に関する応急措置及び復旧対策に関すること。 3 農業関係資金の融資に関すること。 4 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。 5 林野火災に関すること。 6 市民対策班への支援に関すること。
救護部	避難対策班	1 人的被害調査及び遺体収容措置に関すること。 2 避難住民等の収容及び避難所運営管理並びに連絡調整に関すること。ただし、教育委員会所管施設の避難所については、協力体制をとるものとする。 (1) 収容者の把握及び名簿の作成 (2) 諸記録の作成 (3) 食物及び生活物資の運搬、配布等援護業務 (4) 施設の防火、秩序の維持及び環境整備

部	班	所 掌 事 務
救 護 部	避 難 対 策 班	3 住民の避難誘導に関すること。(警察、消防機関及び市民対策班と協力実施)
		4 高齢者・障がい者その他特に配慮を要するものの安全確保及び支援体制の整備に関すること。
		5 避難住民等及び災害業務従事者に対する食糧供給に関すること。
		6 避難住民等に対する応急生活援助物資の調達及び配分に関すること。
		7 社会福祉施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
		8 日本赤十字社北海道支部救援活動の連絡調整に関すること。
		9 被災地及び避難所の保健指導並びに感染症に関すること。
		10 応急医療及び助産関係の連絡調整に関すること。
施 設 部	土 木 班	1 水防施設及び危険水防区域等の巡視警戒に関すること。
		2 道路等土木関係被災状況及び被害調査の取りまとめ並びに応急措置に関すること。
		3 応急措置に係る資器材等の調達及び配分に関すること。
		4 作業用車両及び土木建設用機械等の確保に関すること。
		5 道路の通行規制及び総合調整に関すること。
		6 内水排除活動に関すること。
		7 障害物の除去に関すること。
		8 その他土木施設の維持保全に関すること。
		9 部内各班への支援に関すること。
		10 対策本部事務局との連絡調整に関すること。
	建 築 住 宅 施 設 班	1 公共建築物及び市営住宅の災害応急工事に関すること。
		2 避難所及び救護所等の設営工事に関すること。
		3 応急仮設住宅の建設に関すること。
		4 被災者住宅の応急修理に関すること。
		5 被災者住宅対策（宅地建物の融資制度及び貸付相談等）に関すること。
		6 被災宅地安全対策に関すること。
		7 土木班への支援に関すること。
	施 設 班	1 公園緑地等の被害調査及び応急措置に関すること。
		2 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関すること。
		3 土木班及び建築住宅施設班への支援に関すること。
	施 下 設 水 道 班	1 下水道施設の被害調査に関すること。
		2 下水道施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
		3 中空知広域水道企業団との連絡調整に関すること。

第3編 武力攻撃事態等への対処

部	班	所 掌 事 務
教育・援護部	教育対策班	1 文教関係被害調査に関すること。 2 教育施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 3 災害時における児童及び生徒の避難等応急措置に関すること。 4 被災児童及び生徒の給食及び学用品の給与に関すること。 5 避難対策班の行う炊き出し業務の支援協力を行うこと。
	対策班 避難所	1 教育委員会所管施設の避難所の運営管理に関すること。 2 避難対策班への支援に関すること。
医療部	医療班	1 応急救護所の設置及び避難住民等の応急医療に関すること。 2 医薬品及び医療資材の確保に関すること。
◎協力機関		◎ 滝川地区広域消防事務組合（消防長、消防団長、消防署長） 1 消防計画による災害救急救助、救出活動の実施に関すること。 2 他部及び消防関係団体等との連絡調整に関すること。 3 その他災害時の消防活動に関すること。
		◎ 中空知広域水道企業団 1 飲料水の確保及び給水に関すること。 2 応急給水に関すること。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 道と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名 称	連 絡 先
北海道新聞社滝川支局	TEL 24-7145 FAX 22-2001
朝日新聞社旭川支局滝川連絡所	TEL 23-8011 FAX 23-6783
毎日新聞社報道部滝川	TEL 23-2472 FAX 22-4496
読売新聞社岩見沢支局	TEL 0126-22-6501 FAX 0126-22-6502
NHK岩見沢報道室 (滝川通報員)	TEL 0126-22-5861 FAX 0126-23-9372 (TEL・FAX 23-3117)
空知新聞社(プレス空知)	TEL 22-1333 FAX 22-2206
FMなかそらち(株) FM(G 'Sky)	TEL 26-0779 FAX 26-0777

(5) 市現地対策本部の設置

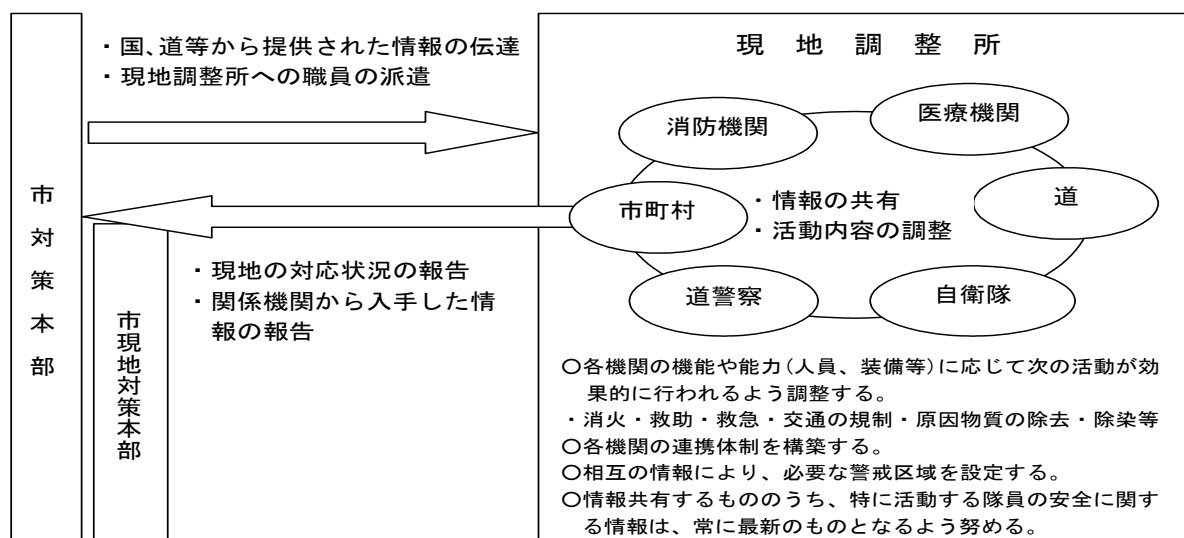
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(道、消防機関、道警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

[現地調整所の組織編成イメージ]



① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応

を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

- ② 道対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、道対策本部長に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、道対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、道対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。